

平成29年11月12日に同窓会総会が開催されました。

多くの出席者のもと会議次第の通り審議を進め、すべての議事につきまして承認されました。なお、新同窓会会則と新役員について掲載致します。

今後とも同窓会の活動につきましてご理解とご支援を賜りますようお願い致します。

東北電子専門学校同窓会

平成29年11月12日

会 議 次 第

進行 事務局

1. 開会
2. 校長あいさつ
3. 議長選出
4. 議長就任あいさつ
5. 書記（1名）、議事録署名人（2名）選出
6. 議 事
 - 議案1 事業報告
 - 議案2 会計報告
 - 議案3 会則変更について
 - 議案4 役員改選について
 - 議案5 その他
7. 議長退任あいさつ
8. 新・旧役員あいさつ
9. 閉会



役員		
役職	氏名	卒業年度
会長	菊田 正信	48.3 7回生
副会長	角田 透	55.3 18回生
理事	佐々木 作造	55.3 18回生
〃	山内 憲幸	55.3 18回生
〃	佐々木ことえ	58.3 21回生
〃	中川 博樹	H4.3 30回生
〃	市川 誠一	H5.3 31回生
監事	佐々木 悦子	49.3 9回生
〃	岩渕 正則	54.3 17回生

東北電子専門学校 同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は東北電子専門学校同窓会と称し、その本部及び事務局を東北電子専門学校内（仙台市）におく。

第2条 本会は東北電子専門学校の卒業生で組織し、入会金納入者を会員とする。

第3条 本会は会員相互の親睦と相互扶助をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 卒業記念誌の発行
- (3) 会員及び本会功労者の表彰
- (4) 会員相互の研鑽と会員の向上発展に資すること
- (5) 母校事業の発展に資すること
- (6) その他本会の目的達成のための事業

第2章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 1名
- 理 事 5名
- 監 事 2名

第6条 役員は役員会に於いて会員の中から選出する。役員任期は3年とし、再任を妨げない。役員欠員の補充は役員会で決定する。但し、任期はその前任者の残任期間とする。

第7条 会長は会を代表し、会務を司る。副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第8条 理事は会の事務を執行し、会長・副会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第9条 監事は会の経理を監査し、その結果を役員および総会に報告する。

第10条 本会に顧問1名を置くこととし、東北電子専門学校校長を顧問に委嘱する。

第3章 会 議

第11条 本会の会議は総会及び役員会とし、原則として会長が招集する。

第12条 総会は必要に応じて開くこととし、議長は会員の中から会長が指名する。

第13条 総会は次の事項を行う。

- (1) 会務の報告
- (2) 母校の近況報告
- (3) 予算・決算の報告
- (4) 役員承認
- (5) 会則の変更の必要あるときは、その審議
- (6) その他

第14条 総会の議決は出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第15条 役員会は会長・副会長・理事・監事をもって構成し、会長が必要と認めたととき、又は、役員3分の1以上の要請があったときに開催し、次の事項を行う。

- (1) 事業計画
- (2) 役員選任
- (3) 決算並びに予算案の審議
- (4) 資産の管理
- (5) 細則の改廃等
- (6) その他本会に関する事。

第16条 役員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第17条 総会及び役員会に於ける議決事項は、議事録を作成し、会長の承認を得ることとする。

第4章 会計及び事務

第18条 本会の経費は、入会金・寄付金及びその他の収入による。

第19条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第20条 会長は会計年度終了後すみやかに収支決算書及び収支予算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

第21条 本会の事務業務は、東北電子専門学校に委託する。

付則

第22条 本会の運営に必要な細則は別に定める。

第23条 この会則は平成3年10月1日より施行する。

第24条 この会則の一部変更は平成10年7月1日より施行する。

第25条 この会則の一部変更は平成13年4月1日より施行する。

第26条 この会則の一部変更は平成29年11月12日より施行する。

同窓会細則

第1条 本会の入会金は3,000円とし、本校入学時に納入する。既納の入会金はこれを返金しないこととする。

第2条 卒業記念誌を卒業時に配布する。

第3条 その他については役員会に於いて決定する。

平成29年11月12日
東北電子専門学校同窓会
会長 菊田 正信